

国土交通省組織令の一部を改正する政令案 新旧対照条文 目次

- 国土交通省組織令（平成十二年政令第二百五十五号）（抄）（本則関係）
- 交通政策審議会令（平成十二年政令第三百号）（抄）（附則第二項関係）

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第一章 本省</p> <p>第一節 秘書官（第一条）</p> <p>第二節 内部部局等</p> <p>第一款 大臣官房及び局並びに政策統括官及び国際統括官の設置等（第二条―第十七条の二）</p> <p>第二款 特別な職の設置等（第十八条―第二十一条）</p> <p>第三款 課の設置等</p> <p>第一目 大臣官房（第二十二條―第三十五條）</p> <p>第二目 総合政策局（第三十六條―第六十一條）</p> <p>第三目 国土政策局（第六十二條―第六十九條）</p> <p>第四目 不動産・建設経済局（第七十條―第八十一條）</p> <p>第五目 都市局（第八十二條―第九十條の二）</p> <p>第六目 水管理・国土保全局（第九十一條―第一百四條）</p> <p>第七目 道路局（第一百五條―百十三條）</p> <p>第八目 住宅局（第一百四條―百二十一條の二）</p> <p>第九目 鉄道局（百二十二條―百三十條）</p> <p>第十目 物流・自動車局（百三十一條―百四十一條）</p> <p>第十一目 海事局（百四十二條―百五十六條）</p> <p>第十二目 港湾局（百五十七條―百六十三條）</p> <p>第十三目 航空局（百六十四條―百八十一條）</p> <p>第十四目 北海道局（百八十二條―百八十九條）</p> <p>第十五目 政策統括官（百九十條）</p> <p>第三節 審議会等（百九十一條）</p> <p>第四節 施設等機関（百九十二條―百二十五條）</p>	<p>目次</p> <p>第一章 本省</p> <p>第一節 秘書官（第一条）</p> <p>第二節 内部部局等</p> <p>第一款 大臣官房及び局並びに政策統括官及び国際統括官の設置等（第二条―第十七条の二）</p> <p>第二款 特別な職の設置等（第十八条―第二十一条）</p> <p>第三款 課の設置等</p> <p>第一目 大臣官房（第二十二條―第三十五條）</p> <p>第二目 総合政策局（第三十六條―第六十一條）</p> <p>第三目 国土政策局（第六十二條―第六十九條）</p> <p>第四目 不動産・建設経済局（第七十條―第八十一條）</p> <p>第五目 都市局（第八十二條―第九十條の二）</p> <p>第六目 水管理・国土保全局（第九十一條―第一百四條）</p> <p>第七目 道路局（第一百五條―百十三條）</p> <p>第八目 住宅局（第一百四條―百二十一條の二）</p> <p>第九目 鉄道局（百二十二條―百二十九條の二）</p> <p>第十目 自動車局（百三十條―百三十九條）</p> <p>第十一目 海事局（百四十條―百五十六條）</p> <p>第十二目 港湾局（百五十七條―百六十三條）</p> <p>第十三目 航空局（百六十四條―百八十一條）</p> <p>第十四目 北海道局（百八十二條―百八十九條）</p> <p>第十五目 政策統括官（百九十條）</p> <p>第三節 審議会等（百九十一條）</p> <p>第四節 施設等機関（百九十二條―百二十五條）</p>

第五節 地方支分部局

- 第一款 地方整備局（第二百六条―第二百八条）
- 第二款 北海道開発局（第二百九条―第二百十一条）
- 第三款 地方運輸局（第二百十二条―第二百十六条）
- 第四款 地方航空局（第二百十七条・第二百十八条）
- 第五款 航空交通管制部（第二百十九条・第二百二十条）

第二章 外局

第一節 観光庁

- 第一款 特別な職（第二百二十一条・第二百二十二条）
- 第二款 内部部局（第二百二十三条―第二百二十四条の十）

第二節 気象庁

- 第一款 特別な職（第二百二十五条・第二百二十六条）
- 第二款 内部部局（第二百二十七条―第二百三十三条）
- 第三款 施設等機関（第二百三十四条―第二百三十九条）
- 第四款 地方支分部局（第二百四十条―第二百四十二条）

第三節 運輸安全委員会事務局

- 第一款 特別な職（第二百四十三条）
- 第二款 内部部局（第二百四十三条の二―第二百四十三条の九）

第四節 海上保安庁

- 第一款 特別な職（第二百四十四条・第二百四十五条）
- 第二款 内部部局（第二百四十六条―第二百五十三条）
- 第三款 施設等機関（第二百五十四条―第二百五十七条）
- 第四款 地方支分部局（第二百五十八条・第二百五十九条）

附則

（大臣官房及び局並びに政策統括官及び国際統括官の設置等）

第二条 本省に、大臣官房及び次の十三局並びに政策統括官二人及び国際統括官一人を置く。

総合政策局

第五節 地方支分部局

- 第一款 地方整備局（第二百六条―第二百八条）
- 第二款 北海道開発局（第二百九条―第二百十一条）
- 第三款 地方運輸局（第二百十二条―第二百十六条）
- 第四款 地方航空局（第二百十七条・第二百十八条）
- 第五款 航空交通管制部（第二百十九条・第二百二十条）

第二章 外局

第一節 観光庁

- 第一款 特別な職（第二百二十一条・第二百二十二条）
- 第二款 内部部局（第二百二十三条―第二百二十四条の十）

第二節 気象庁

- 第一款 特別な職（第二百二十五条・第二百二十六条）
- 第二款 内部部局（第二百二十七条―第二百三十三条）
- 第三款 施設等機関（第二百三十四条―第二百三十九条）
- 第四款 地方支分部局（第二百四十条―第二百四十二条）

第三節 運輸安全委員会事務局

- 第一款 特別な職（第二百四十三条）
- 第二款 内部部局（第二百四十三条の二―第二百四十三条の九）

第四節 海上保安庁

- 第一款 特別な職（第二百四十四条・第二百四十五条）
- 第二款 内部部局（第二百四十六条―第二百五十三条）
- 第三款 施設等機関（第二百五十四条―第二百五十七条）
- 第四款 地方支分部局（第二百五十八条・第二百五十九条）

附則

（大臣官房及び局並びに政策統括官及び国際統括官の設置等）

第二条 本省に、大臣官房及び次の十三局並びに政策統括官二人及び国際統括官一人を置く。

総合政策局

国土政策局
不動産・建設経済局
都市局
水管理・国土保全局
道路局
住宅局
鉄道局
物流・自動車局

海事局
港湾局
航空局
北海道局

2 大臣官房に官庁営繕部を、水管理・国土保全局に水資源部、下水道部及び砂防部を、航空局に航空ネットワーク部、安全部及び交通管制部を置く。

（総合政策局の所掌事務）
第四条 総合政策局は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 国土交通省の所掌事務に関する総合的かつ基本的な方針その他の政策の企画及び立案並びに当該政策を実施するために必要な国土交通省の所掌事務の総括に関すること。
- 二 国土交通省の所掌に係る施策に関し横断的な処理を要する事項に関する基本的な政策の企画及び立案並びに当該政策を実施するために必要な国土交通省の所掌事務の総括に関すること（大臣官房及び他局並びに政策統括官及び国際統括官の所掌に属するものを除く。）。
- 三 社会資本の整合的かつ効率的な整備の推進に関すること（大臣官房の所掌に属するものを除く。）。
- 四 総合的な交通体系の整備に関すること。
- 五 都市交通その他の地域的な交通に関する基本的な計画及び地

国土政策局
不動産・建設経済局
都市局
水管理・国土保全局
道路局
住宅局
鉄道局
自動車局

海事局
港湾局
航空局
北海道局

2 大臣官房に官庁営繕部を、水管理・国土保全局に水資源部、下水道部及び砂防部を、航空局に航空ネットワーク部、安全部及び交通管制部を置く。

（総合政策局の所掌事務）
第四条 総合政策局は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 国土交通省の所掌事務に関する総合的かつ基本的な方針その他の政策の企画及び立案並びに当該政策を実施するために必要な国土交通省の所掌事務の総括に関すること。
- 二 国土交通省の所掌に係る施策に関し横断的な処理を要する事項に関する基本的な政策の企画及び立案並びに当該政策を実施するために必要な国土交通省の所掌事務の総括に関すること（大臣官房及び他局並びに政策統括官及び国際統括官の所掌に属するものを除く。）。
- 三 社会資本の整合的かつ効率的な整備の推進に関すること（大臣官房の所掌に属するものを除く。）。
- 四 総合的な交通体系の整備に関すること。
- 五 都市交通その他の地域的な交通に関する基本的な計画及び地

域における交通調整に関すること（都市局の所掌に属するものを除く。）。

六 公共交通機関の確保及びその機能の改善に関する総合的な事業の助成に関すること。

七 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構の行う独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法（平成十四年法律第百八十号）第十三条第一項第九号に掲げる業務及びこれに附帯する業務に関すること。

八 国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所の組織及び運営一般に関すること。

九 海洋汚染等（海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第百三十六号）第三条第十五号の二に規定する海洋汚染等をいう。以下同じ。）及び海上災害の防止に関すること（海上保安庁並びに海事局及び港湾局の所掌に属するものを除く。）。

十 海洋構築物等に係る安全水域の設定等に関する法律（平成十九年法律第三十四号）の施行に関すること。

十一 宇宙の開発に関する大規模な技術開発であつて、航空保安業務の高度化その他の交通の発達及び改善並びに気象業務に係るものに関すること（気象庁及び他局の所掌に属するものを除く。）。

（削る）

（削る）

（削る）

（削る）

域における交通調整に関すること（都市局の所掌に属するものを除く。）。

六 公共交通機関の確保及びその機能の改善に関する総合的な事業の助成に関すること。

七 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構の行う独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法（平成十四年法律第百八十号）第十三条第一項第九号に掲げる業務及びこれに附帯する業務に関すること。

八 国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所の組織及び運営一般に関すること。

九 海洋汚染等（海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第百三十六号）第三条第十五号の二に規定する海洋汚染等をいう。以下同じ。）及び海上災害の防止に関すること（海上保安庁並びに海事局及び港湾局の所掌に属するものを除く。）。

十 海洋構築物等に係る安全水域の設定等に関する法律（平成十九年法律第三十四号）の施行に関すること。

十一 宇宙の開発に関する大規模な技術開発であつて、航空保安業務の高度化その他の交通の発達及び改善並びに気象業務に係るものに関すること（気象庁及び他局の所掌に属するものを除く。）。

十二 倉庫業その他の保管事業の発達、改善及び調整に関すること。

十三 中心市街地の活性化に関する法律（平成十年法律第九十二号）第七条第十項第四号に規定する貨物運送効率化事業に関すること。

十四 地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第十七条の三十六第四項第十二号に規定する住宅団地再生貨物運送共同化事業に関すること。

十五 流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律（平成十

(削る)

(削る)

(削る)

十二 交通安全基本計画（交通安全対策基本法（昭和四十五年法律第二十号）第二十二條第一項に規定する交通安全基本計画をいう。第三十七條第四号において同じ。）に係る事項の実施に関する関係行政機関の事務の調整に関すること。

十三 特定工場における公害防止組織の整備に関する法律（昭和四十六年法律第七号）第七條に規定する資格に関すること。

十四 資源の有効な利用の促進に関する法律（平成三年法律第四十八号）第三條第一項に規定する基本方針に係る事務の取りまとめに関すること。

十五 独立行政法人環境再生保全機構の行う業務に関すること。

十六 国土交通省の所掌に係る公共事業の円滑かつ計画的な実施を推進するための当該各公共事業（鉄道整備事業、港湾整備事業及び空港整備事業並びにこれらに関連するものを除く。第四十七條第一号において同じ。）間の調整に関すること。

十七 直轄事業の施行の合理化のための方策（二以上の部局に共通するものに限る。）に関する企画及び立案、調整並びに指導

七年法律第八十五号)の施行に関する事務で国土交通省の所掌に属するものに関すること（港湾局の所掌に属するものを除く。）。

十六 都市の低炭素化の促進に関する法律（平成二十四年法律第八十四号）第七條第三項第三号に規定する貨物運送共同化事業に関すること。

十七 貨物利用運送事業の発達、改善及び調整に関すること。

十八 石油パイプライン事業の発達、改善及び調整に関すること（航空局の所掌に属するものを除く。）。

十九 貨物自動車ターミナルに関すること。

二十 貨物の運送に係る航空運送代理店業の発達、改善及び調整に関すること。

二十一 交通安全基本計画（交通安全対策基本法（昭和四十五年法律第二十号）第二十二條第一項に規定する交通安全基本計画をいう。第三十七條第四号において同じ。）に係る事項の実施に関する関係行政機関の事務の調整に関すること。

二十二 特定工場における公害防止組織の整備に関する法律（昭和四十六年法律第七号）第七條に規定する資格に関すること。

二十三 資源の有効な利用の促進に関する法律（平成三年法律第四十八号）第三條第一項に規定する基本方針に係る事務の取りまとめに関すること。

二十四 独立行政法人環境再生保全機構の行う業務に関すること。

二十五 国土交通省の所掌に係る公共事業の円滑かつ計画的な実施を推進するための当該各公共事業（鉄道整備事業、港湾整備事業及び空港整備事業並びにこれらに関連するものを除く。第四十七條第一号において同じ。）間の調整に関すること。

二十六 直轄事業の施行の合理化のための方策（二以上の部局に共通するものに限る。）に関する企画及び立案、調整並びに指

に關すること（不動産・建設経済局の所掌に属するものを除く。）。

十八 産業廃棄物の処理に係る特定施設の整備の促進に関する法律（平成四年法律第六十二号）の規定による基本指針の策定の取りまとめに關すること並びに同法に規定する整備計画並びに特定周辺整備地区及び施設整備方針のうち建設業者の使用に供するための再生処理を行う特定施設以外の特定施設に係るものに関する事。

十九 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成十八年法律第九十一号）の施行に關すること（他局の所掌に属するものを除く。）。

二十 社会資本整備審議会の庶務（公共用地分科会、産業分科会、住宅地分科会、都市計画・歴史的風土分科会、河川分科会、道路分科会及び建築分科会に係るものを除く。）に關すること。

二十一 交通政策審議会の庶務（観光分科会、陸上交通分科会、海事分科会、港湾分科会、航空分科会及び気象分科会に係るものを除く。）に關すること。

二十二 運輸審議会の庶務に關すること。

二十三 国立研究開発法人審議会の庶務に關すること（国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所に係るものに限る。）。

二十四 中央交通安全対策会議の庶務（海上交通及び航空交通の安全に關する事項に係るものに限る。）に關すること。

二十五 国土交通省の所掌事務に關する情報化に關すること（他の所掌に属するものを除く。）。

二十六 国土交通省の情報システムの整備及び管理に關すること。

二十七 国土交通省の保有する個人情報保護に關すること。

二十八 国土交通省の所掌事務に關する調査、情報の分析及び統計に關すること（他の所掌に属するものを除く。）。

導に關すること（不動産・建設経済局の所掌に属するものを除く。）。

二十七 産業廃棄物の処理に係る特定施設の整備の促進に関する法律（平成四年法律第六十二号）の規定による基本指針の策定の取りまとめに關すること並びに同法に規定する整備計画並びに特定周辺整備地区及び施設整備方針のうち建設業者の使用に供するための再生処理を行う特定施設以外の特定施設に係るものに関する事。

二十八 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成十八年法律第九十一号）の施行に關すること（他局の所掌に属するものを除く。）。

二十九 社会資本整備審議会の庶務（公共用地分科会、産業分科会、住宅地分科会、都市計画・歴史的風土分科会、河川分科会、道路分科会及び建築分科会に係るものを除く。）に關すること。

三十 交通政策審議会の庶務（観光分科会、陸上交通分科会、海事分科会、港湾分科会、航空分科会及び気象分科会に係るものを除く。）に關すること。

三十一 運輸審議会の庶務に關すること。

三十二 国立研究開発法人審議会の庶務に關すること（国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所に係るものに限る。）。

三十三 中央交通安全対策会議の庶務（海上交通及び航空交通の安全に關する事項に係るものに限る。）に關すること。

三十四 国土交通省の所掌事務に關する情報化に關すること（他の所掌に属するものを除く。）。

三十五 国土交通省の情報システムの整備及び管理に關すること。

三十六 国土交通省の保有する個人情報保護に關すること。

三十七 国土交通省の所掌事務に關する調査、情報の分析及び統計に關すること（他の所掌に属するものを除く。）。

二十九 国立国会図書館支部国土交通省図書館に関すること。

三十 国土交通省設置法（以下「法」という。）第三条第一項の任務に関連する特定の内閣の重要政策について、当該重要政策に関して閣議において決定された基本的な方針に基づいて、行政各部の施策の統一を図るために必要となる企画及び立案並びに総合調整に関すること（道路局の所掌に属するものを除く。）。

三十一 前各号に掲げるもののほか、国土交通省の所掌事務に係る政策に関する事務で他の所掌に属しないものに関すること。

（都市局の所掌事務）

第七条 都市局は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 大都市の機能の改善に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること（国土政策局及び不動産・建設経済局並びに政策統括官の所掌に属するものを除く。）。

二 防災のための住居の集団的移転を促進する事業の援助及び助成に関すること。

三 都市計画及び都市計画事業に関すること。

四 景観法（平成十六年法律第百十号）の規定による良好な景観の形成に関すること（他局の所掌に属するものを除く。）。

五 宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和三十六年法律第百九十一号）の規定による宅地の造成等の規制に関すること。

六 宅地の耐震化（地震時における地盤の滑動、崩落又は液状化による被害の防止を図るために行う宅地の改良をいう。第八十五条第六号において同じ。）の推進に関すること。

七 土地区画整理事業に関すること（独立行政法人都市再生機構の行う業務に関すること及び水管理・国土保全局の所掌に属するものを除く。）。

八 民間都市開発事業に関すること（港湾局の所掌に属するものを除く。）。

三十八 国立国会図書館支部国土交通省図書館に関すること。

三十九 国土交通省設置法（以下「法」という。）第三条第一項の任務に関連する特定の内閣の重要政策について、当該重要政策に関して閣議において決定された基本的な方針に基づいて、行政各部の施策の統一を図るために必要となる企画及び立案並びに総合調整に関すること（道路局の所掌に属するものを除く。）。

四十 前各号に掲げるもののほか、国土交通省の所掌事務に係る政策に関する事務で他の所掌に属しないものに関すること。

（都市局の所掌事務）

第七条 都市局は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 大都市の機能の改善に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること（国土政策局及び不動産・建設経済局並びに政策統括官の所掌に属するものを除く。）。

二 防災のための住居の集団的移転を促進する事業の援助及び助成に関すること。

三 都市計画及び都市計画事業に関すること。

四 景観法（平成十六年法律第百十号）の規定による良好な景観の形成に関すること（他局の所掌に属するものを除く。）。

五 宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和三十六年法律第百九十一号）の規定による宅地の造成等の規制に関すること。

六 宅地の耐震化（地震時における地盤の滑動、崩落又は液状化による被害の防止を図るために行う宅地の改良をいう。第八十五条第六号において同じ。）の推進に関すること。

七 土地区画整理事業に関すること（独立行政法人都市再生機構の行う業務に関すること及び水管理・国土保全局の所掌に属するものを除く。）。

八 民間都市開発事業に関すること（港湾局の所掌に属するものを除く。）。

- 九 前二号に掲げるもののほか、市街地再開発事業、流通業務団地造成事業その他市街地の整備改善に関する事（防災街区整備事業及び独立行政法人都市再生機構の行う業務に関する事並びに住宅局及び港湾局の所掌に属するものを除く。）。
- 十 防災街区整備事業（都市計画において定められた防災都市施設（密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成九年法律第四十九号）第三十条に規定する防災都市施設をいう。以下同じ。）の整備を伴うものに限る。）の助成及び監督に関する事。
- 十一 独立行政法人都市再生機構の行う業務のうち、次に掲げるものに関する事。
- イ 建築物の敷地の整備（賃貸住宅の建設と併せて行うもの以外のもので重要な公共施設の整備を伴うものに限る。）並びに整備した敷地の管理及び譲渡に係る業務
- ロ 市街地再開発事業（賃貸住宅の建設と併せて行うもの以外のもので都市計画において定められた重要な公共施設の整備を伴うものに限る。）に係る業務
- ハ 防災街区整備事業（賃貸住宅の建設と併せて行うもの以外のもので都市計画において定められた防災都市施設の整備を伴うものに限る。）に係る業務
- ニ 土地区画整理事業（宅地の造成又は賃貸住宅の建設と併せて行うもの以外のものに限る。）に係る業務
- ホ 流通業務団地造成事業（宅地の造成と併せて行うもの以外のものに限る。）に係る業務
- 十二 新住宅市街地開発事業に関する事。
- 十三 首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律第二条第五項に規定する工業団地造成事業及び近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律第二条第四項に規定する工業団地造成事業に関する事。
- 十四 新都市基盤整備事業に関する事。

- 九 前二号に掲げるもののほか、市街地再開発事業、流通業務団地造成事業その他市街地の整備改善に関する事（防災街区整備事業及び独立行政法人都市再生機構の行う業務に関する事並びに住宅局及び港湾局の所掌に属するものを除く。）。
- 十 防災街区整備事業（都市計画において定められた防災都市施設（密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成九年法律第四十九号）第三十条に規定する防災都市施設をいう。以下同じ。）の整備を伴うものに限る。）の助成及び監督に関する事。
- 十一 独立行政法人都市再生機構の行う業務のうち、次に掲げるものに関する事。
- イ 建築物の敷地の整備（賃貸住宅の建設と併せて行うもの以外のもので重要な公共施設の整備を伴うものに限る。）並びに整備した敷地の管理及び譲渡に係る業務
- ロ 市街地再開発事業（賃貸住宅の建設と併せて行うもの以外のもので都市計画において定められた重要な公共施設の整備を伴うものに限る。）に係る業務
- ハ 防災街区整備事業（賃貸住宅の建設と併せて行うもの以外のもので都市計画において定められた防災都市施設の整備を伴うものに限る。）に係る業務
- ニ 土地区画整理事業（宅地の造成又は賃貸住宅の建設と併せて行うもの以外のものに限る。）に係る業務
- ホ 流通業務団地造成事業（宅地の造成と併せて行うもの以外のものに限る。）に係る業務
- 十二 新住宅市街地開発事業に関する事。
- 十三 首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律第二条第五項に規定する工業団地造成事業及び近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律第二条第四項に規定する工業団地造成事業に関する事。
- 十四 新都市基盤整備事業に関する事。

十五 駐車場に関すること（道路局及び物流・自動車局の所掌に属するものを除く。）。

十六 都市開発資金の貸付けに関する法律の規定による資金の貸付け（以下「都市開発資金の貸付け」という。）に関すること（不動産・建設経済局及び住宅局の所掌に属するものを除く。）。

十七 都市公園その他の公共空地及び保勝地の整備及び管理（皇居外苑、新宿御苑及び京都御苑にあつては、これらの整備に限る。）に関すること。

十八 都市における緑地の保全及び緑化の推進に関すること。

十九 市民農園の整備の促進に関すること。

二十 屋外広告物に関すること。

二十一 古都（明日香村を含む。）における歴史的風土の保存に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。

二十二 地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（平成二十年法律第四十号。第三十条を除く。）の施行に関すること。

（物流・自動車局の所掌事務）

第十二条 物流・自動車局は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 貨物流通の効率化、円滑化及び適正化に関する国土交通省の所掌に係る事務に関する基本的な政策の企画及び立案並びに当該政策を実施するために必要な国土交通省の所掌事務の総括に関すること。

二 倉庫業その他の保管事業の発達、改善及び調整に関すること。

三 流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律（平成十七年法律第八十五号）の施行に関する事務で国土交通省の所掌に属するものに関すること（港湾局の所掌に属するものを除く。）。

十五 駐車場に関すること（道路局及び自動車局の所掌に属するものを除く。）。

十六 都市開発資金の貸付けに関する法律の規定による資金の貸付け（以下「都市開発資金の貸付け」という。）に関すること（不動産・建設経済局及び住宅局の所掌に属するものを除く。）。

十七 都市公園その他の公共空地及び保勝地の整備及び管理（皇居外苑、新宿御苑及び京都御苑にあつては、これらの整備に限る。）に関すること。

十八 都市における緑地の保全及び緑化の推進に関すること。

十九 市民農園の整備の促進に関すること。

二十 屋外広告物に関すること。

二十一 古都（明日香村を含む。）における歴史的風土の保存に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。

二十二 地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（平成二十年法律第四十号。第三十条を除く。）の施行に関すること。

（自動車局の所掌事務）

第十二条 自動車局は、次に掲げる事務をつかさどる。

（新設）

（新設）

（新設）

- 四 貨物利用運送事業の発達、改善及び調整に関すること。
- 五 石油パイプライン事業の発達、改善及び調整に関すること（航空局の所掌に属するものを除く。）。
- 六 貨物の運送に係る航空運送代理店業の発達、改善及び調整に関すること。
- 七 道路運送及び道路運送事業の発達、改善及び調整に関すること。
- 八 自動車ターミナルに関すること。
- 九 自動車車庫に関すること。
- 十 自動車損害賠償責任保険及び自動車損害賠償責任共済に関すること。
- 十一 政府の管掌する自動車損害賠償保障事業に関すること。
- 十二 被害者保護増進等計画（自動車損害賠償保障法（昭和三十年法律第九十七号）第七十七条の三第一項に規定する被害者保護増進等計画をいう。第三百三十五条第六号において同じ。）の作成及び変更並びに同法第七十七条の四の規定による交付並びに出資及び貸付け並びに補助に関すること。
- 十三 自動車安全特別会計の自動車事故対策勘定及び自動車検査登録勘定の経理に関すること。
- 十四 自動車の登録及び自動車抵当に関すること。
- 十五 道路運送及び道路運送車両の安全の確保、道路運送車両による公害の防止その他の道路運送車両に係る環境の保全並びに道路運送車両の使用に関すること。
- 十六 自動車の整備事業の発達、改善及び調整に関すること。
- 十七 軽車両及び自動車用代燃装置の製造、流通及び消費の増進、改善及び調整並びにこれらの製造に関する事業の発達、改善及び調整に関すること。
- 十八 道路運送車両並びにその使用及び整備に必要な機械器具及び物資の流通及び消費の増進、改善及び調整に関すること。

- （新設）
- （新設）
- （新設）
- 一 道路運送及び道路運送事業の発達、改善及び調整に関すること。
- 二 自動車ターミナルに関すること（総合政策局の所掌に属するものを除く。）。
- 三 自動車車庫に関すること。
- 四 自動車損害賠償責任保険及び自動車損害賠償責任共済に関すること。
- 五 政府の管掌する自動車損害賠償保障事業に関すること。
- 六 被害者保護増進等計画（自動車損害賠償保障法（昭和三十年法律第九十七号）第七十七条の三第一項に規定する被害者保護増進等計画をいう。第三百三十二条第六号において同じ。）の作成及び変更並びに同法第七十七条の四の規定による交付並びに出資及び貸付け並びに補助に関すること。
- 七 自動車安全特別会計の自動車事故対策勘定及び自動車検査登録勘定の経理に関すること。
- 八 自動車の登録及び自動車抵当に関すること。
- 九 道路運送及び道路運送車両の安全の確保、道路運送車両による公害の防止その他の道路運送車両に係る環境の保全並びに道路運送車両の使用に関すること。
- 十 自動車の整備事業の発達、改善及び調整に関すること。
- 十一 軽車両及び自動車用代燃装置の製造、流通及び消費の増進、改善及び調整並びにこれらの製造に関する事業の発達、改善及び調整に関すること。
- 十二 道路運送車両並びにその使用及び整備に必要な機械器具及び物資の流通及び消費の増進、改善及び調整に関すること。

十九 独立行政法人自動車技術総合機構の組織及び運営一般に関すること。

(次長)

第十九条 総合政策局、不動産・建設経済局、水管理・国土保全局、道路局、鉄道局、物流・自動車局、海事局及び航空局に、それぞれ次長一人を置く。

2 次長は、局長を助け、局の事務を整理する。

(総括審議官、技術総括審議官、政策立案総括審議官、公共交通政策審議官、土地政策審議官、危機管理・運輸安全政策審議官、海外プロジェクト審議官、公文書監理官、政策評価審議官、サイバーセキュリティ・情報化審議官、審議官及び技術審議官)

第二十条 大臣官房に、総括審議官二人、技術総括審議官一人、政策立案総括審議官一人、公共交通政策審議官一人、土地政策審議官一人、危機管理・運輸安全政策審議官一人、海外プロジェクト審議官一人、公文書監理官一人、政策評価審議官一人、サイバーセキュリティ・情報化審議官一人、審議官二十三人(うち一人は、関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。)及び技術審議官五人を置く。

2 総括審議官は、命を受けて、国土交通省の所掌事務に関する重要事項についての企画及び立案並びに調整に関する事務を総括整理する。

3 技術総括審議官は、命を受けて、国土交通省の所掌事務に関する技術に関する重要事項についての企画及び立案並びに調整に関する事務を総括整理する。

4 政策立案総括審議官は、命を受けて、国土交通省の所掌事務に関する合理的な根拠に基づく政策立案の推進に関する重要事項についての企画及び立案並びに調整に関する事務並びに関係事務を

十三 独立行政法人自動車技術総合機構の組織及び運営一般に関すること。

(次長)

第十九条 総合政策局、不動産・建設経済局、水管理・国土保全局、道路局、鉄道局、自動車局、海事局及び航空局に、それぞれ次長一人を置く。

2 次長は、局長を助け、局の事務を整理する。

(総括審議官、技術総括審議官、政策立案総括審議官、公共交通政策審議官、土地政策審議官、危機管理・運輸安全政策審議官、海外プロジェクト審議官、公文書監理官、政策評価審議官、サイバーセキュリティ・情報化審議官、審議官及び技術審議官)

第二十条 大臣官房に、総括審議官二人、技術総括審議官一人、政策立案総括審議官一人、公共交通・物流政策審議官一人、土地政策審議官一人、危機管理・運輸安全政策審議官一人、海外プロジェクト審議官一人、公文書監理官一人、政策評価審議官一人、サイバーセキュリティ・情報化審議官一人、審議官二十三人(うち一人は、関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。)及び技術審議官五人を置く。

2 総括審議官は、命を受けて、国土交通省の所掌事務に関する重要事項についての企画及び立案並びに調整に関する事務を総括整理する。

3 技術総括審議官は、命を受けて、国土交通省の所掌事務に関する技術に関する重要事項についての企画及び立案並びに調整に関する事務を総括整理する。

4 政策立案総括審議官は、命を受けて、国土交通省の所掌事務に関する合理的な根拠に基づく政策立案の推進に関する重要事項についての企画及び立案並びに調整に関する事務並びに関係事務を

総括整理する。

5 公共交通政策審議官は、命を受けて、国土交通省の所掌事務に関する交通機関の整備に関する政策に関する重要事項についての企画及び立案並びに調整に関する事務を総括整理する。

6 土地政策審議官は、命を受けて、国土交通省の所掌事務に関する適正かつ合理的な土地の利用及び管理並びに土地の取引の円滑化に関する政策に関する重要事項についての企画及び立案並びに調整に関する事務を総括整理する。

7 危機管理・運輸安全政策審議官は、命を受けて、国土交通省の所掌事務に関する危機管理及び運輸の安全の確保に関する政策に関する重要事項についての企画及び立案並びに調整に関する事務を総括整理する。

8 海外プロジェクト審議官は、命を受けて、国土交通省の所掌事務に関する国際関係事務で海外におけるプロジェクトに係る我が国事業者の事業活動の推進に係るもの、経済上の連携その他の対外経済関係に関するもの及び国際協力に係るものに関する重要事項についての企画及び立案並びに調整に関する事務を総括整理する。

9 公文書監理官は、命を受けて、国土交通省の所掌事務に関する公文書類の管理並びにこれに関連する情報の公開及び個人情報情報の保護の適正な実施の確保に関する重要事項についての事務並びに関係事務を総括整理する。

10 政策評価審議官は、命を受けて、国土交通省の所掌事務に関する政策の評価に関する重要事項についての企画及び立案に関する事務並びに関係事務を総括整理する。

11 サイバーセキュリティ・情報化審議官は、命を受けて、国土交通省の所掌事務に関するサイバーセキュリティ(サイバーセキュリティ基本法(平成二十六年法律第百四号)第二条に規定するサイバーセキュリティをいう。)の確保並びに情報システムの整備

総括整理する。

5 公共交通・物流政策審議官は、命を受けて、国土交通省の所掌事務に関する交通機関の整備並びに貨物流通の効率化、円滑化及び適正化に関する政策に関する重要事項についての企画及び立案並びに調整に関する事務を総括整理する。

6 土地政策審議官は、命を受けて、国土交通省の所掌事務に関する適正かつ合理的な土地の利用及び管理並びに土地の取引の円滑化に関する政策に関する重要事項についての企画及び立案並びに調整に関する事務を総括整理する。

7 危機管理・運輸安全政策審議官は、命を受けて、国土交通省の所掌事務に関する危機管理及び運輸の安全の確保に関する政策に関する重要事項についての企画及び立案並びに調整に関する事務を総括整理する。

8 海外プロジェクト審議官は、命を受けて、国土交通省の所掌事務に関する国際関係事務で海外におけるプロジェクトに係る我が国事業者の事業活動の推進に係るもの、経済上の連携その他の対外経済関係に関するもの及び国際協力に係るものに関する重要事項についての企画及び立案並びに調整に関する事務を総括整理する。

9 公文書監理官は、命を受けて、国土交通省の所掌事務に関する公文書類の管理並びにこれに関連する情報の公開及び個人情報情報の保護の適正な実施の確保に関する重要事項についての事務並びに関係事務を総括整理する。

10 政策評価審議官は、命を受けて、国土交通省の所掌事務に関する政策の評価に関する重要事項についての企画及び立案に関する事務並びに関係事務を総括整理する。

11 サイバーセキュリティ・情報化審議官は、命を受けて、国土交通省の所掌事務に関するサイバーセキュリティ(サイバーセキュリティ基本法(平成二十六年法律第百四号)第二条に規定するサイバーセキュリティをいう。)の確保並びに情報システムの整備

及び管理並びにこれらと併せて行われる事務の運営の改善及び効率化に関する重要事項についての企画及び立案に関する事務並びに関係事務を総括整理する。

12 審議官は、命を受けて、国土交通省の所掌事務に関する重要事項についての企画及び立案に参画し、関係事務を総括整理する。

13 技術審議官は、命を受けて、国土交通省の所掌事務に関する技術に関する重要事項についての企画及び立案に参画し、関係事務を総括整理する。

(総合政策局に置く課)

第三十六条 総合政策局に、次の十五課を置く。

総務課

政策課

社会資本整備政策課

バリアフリー政策課

環境政策課

海洋政策課

交通政策課

地域交通課

モビリティサービス推進課

(削る)

公共事業企画調整課

技術政策課

国際政策課

海外プロジェクト推進課

情報政策課

行政情報化推進課

(バリアフリー政策課の所掌事務)

第四十条 バリアフリー政策課は、次に掲げる事務をつかさどる。

及び管理並びにこれらと併せて行われる事務の運営の改善及び効率化に関する重要事項についての企画及び立案に関する事務並びに関係事務を総括整理する。

12 審議官は、命を受けて、国土交通省の所掌事務に関する重要事項についての企画及び立案に参画し、関係事務を総括整理する。

13 技術審議官は、命を受けて、国土交通省の所掌事務に関する技術に関する重要事項についての企画及び立案に参画し、関係事務を総括整理する。

(総合政策局に置く課)

第三十六条 総合政策局に、次の十六課を置く。

総務課

政策課

社会資本整備政策課

バリアフリー政策課

環境政策課

海洋政策課

交通政策課

地域交通課

モビリティサービス推進課

物流政策課

公共事業企画調整課

技術政策課

国際政策課

海外プロジェクト推進課

情報政策課

行政情報化推進課

(バリアフリー政策課の所掌事務)

第四十条 バリアフリー政策課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 国土交通省の所掌事務に関する次に掲げる事項に関する基本的な政策の企画及び立案並びに当該政策を実施するために必要な国土交通省の所掌事務の総括に關すること。

イ 高齢者、障害者、子ども及び妊産婦が安心して生活するために必要なこれらの者の移動又は施設の利用に係るバリアフリー（これらの者の日常生活又は社会生活における移動上又は施設の利用上の支障を除去することをいう。）に資する施策の実施その他これらの者の移動上及び公共施設その他の施設の利用上の利便性及び安全性の向上

ロ 一般消費者の利便の増進及び利益の保護
(削る)

二 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の施行に關すること（他局の所掌に属するものを除く。）。

(交通政策課の所掌事務)

第四十三条 交通政策課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 国土交通省の所掌事務に係る交通機関の整備に関する基本的な政策の企画及び立案並びに当該政策を実施するために必要な国土交通省の所掌事務の総括に關すること（地域交通課の所掌に属するものを除く。）。

二 運送産業（国土交通省の所掌に係る運送に關連する産業をいう。第四号において同じ。）に係る企業の合理化及び高度化並びに産業構造の改善に關する基本的な政策の企画及び立案並びに当該政策を実施するために必要な国土交通省の所掌事務の総括に關すること。

三 国土交通省の所掌事務に係る輸送及び保管に關連する運賃及び料金に關する基本的な政策の企画及び立案並びに当該政策を

一 国土交通省の所掌事務に関する次に掲げる事項に関する基本的な政策の企画及び立案並びに当該政策を実施するために必要な国土交通省の所掌事務の総括に關すること。

イ 高齢者、障害者、子ども及び妊産婦が安心して生活するために必要なこれらの者の移動又は施設の利用に係るバリアフリー（これらの者の日常生活又は社会生活における移動上又は施設の利用上の支障を除去することをいう。）に資する施策の実施その他これらの者の移動上及び公共施設その他の施設の利用上の利便性及び安全性の向上

ロ 一般消費者の利便の増進及び利益の保護
二 国土交通省の所掌事務に係る輸送及び保管に關連する運賃及び料金に關する基本的な政策の企画及び立案並びに当該政策を

実施するために必要な国土交通省の所掌事務の総括に關すること。

三 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の施行に關すること（他局の所掌に属するものを除く。）。

(交通政策課の所掌事務)

第四十三条 交通政策課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 国土交通省の所掌事務に係る交通機関の整備に関する基本的な政策の企画及び立案並びに当該政策を実施するために必要な国土交通省の所掌事務の総括に關すること（地域交通課の所掌に属するものを除く。）。

二 運送産業（国土交通省の所掌に係る運送に關連する産業をいう。次号において同じ。）に係る企業の合理化及び高度化並びに産業構造の改善に關する基本的な政策の企画及び立案並びに当該政策を実施するために必要な国土交通省の所掌事務の総括に關すること。

(新設)

- 実施するために必要な国土交通省の所掌事務の総括に関すること。
- 四 運送産業の発達、改善及び調整に関する事務の取りまとめに
関すること（政策統括官の所掌に属するものを除く。）。
 - 五 運送及び運送事業の発達、改善及び調整を図る観点からの総
合的な交通体系の整備に関すること（モビリティサービス推
進課の所掌に属するものを除く。）。

第四十六条 削除

- 三 運送産業の発達、改善及び調整に関する事務の取りまとめに
関すること（政策統括官及びバリアフリー政策課の所掌に属す
るものを除く。）。
- 四 運送及び運送事業の発達、改善及び調整を図る観点からの総
合的な交通体系の整備に関すること（モビリティサービス推
進課の所掌に属するものを除く。）。

（物流政策課の所掌事務）

第四十六条 物流政策課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 貨物流通の効率化、円滑化及び適正化に関する国土交通省の
所掌に係る事務に関する基本的な政策の企画及び立案並びに当
該政策を実施するために必要な国土交通省の所掌事務の総括に
関すること。
- 二 倉庫業その他の保管事業の発達、改善及び調整に関すること。
- 三 中心市街地の活性化に関する法律第七条第十項第四号に規定
する貨物運送効率化事業に関すること。
- 四 地域再生法第十七条の三十六第四項第十二号に規定する住宅
団地再生貨物運送共同化事業に関すること。
- 五 流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律の施行に関
する事務で国土交通省の所掌に属するものに関すること（港湾
局の所掌に属するものを除く。）。
- 六 都市の低炭素化の促進に関する法律第七条第三項第三号に規
定する貨物運送共同化事業に関すること。
- 七 貨物利用運送事業の発達、改善及び調整に関すること。
- 八 石油パイプライン事業の発達、改善及び調整に関すること（
航空局の所掌に属するものを除く。）。
- 九 貨物自動車ターミナルに関すること。

十 貨物の運送に係る航空運送代理店業の発達、改善及び調整に関すること。

(国際政策課の所掌事務)

第四十九条 国際政策課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 国土交通省の所掌に属する国際関係事務に関する基本的な政策の企画及び立案並びに当該政策を実施するために必要な国土交通省の所掌事務の総括に関すること(国際統括官並びに物流政策課及び海外プロジェクト推進課の所掌に属するものを除く。)

二 国土交通省の所掌に属する国際関係事務で経済上の連携その他の対外経済関係に関するものに関する政策の調整に関すること(国際統括官の所掌に属するものを除く。)

三 国土交通省の所掌に属する国際関係事務で外国為替及び外国貿易法(昭和二十四年法律第二百二十八号)第二十六条第二項に規定する対内直接投資等、同条第三項に規定する特定取得及び同法第三十条第一項に規定する技術導入契約の締結等に関するもの取りまとめに関すること。

四 前三号に掲げるもののほか、国土交通省の所掌に属する国際関係事務に係る政策に関する事務で他の所掌に属しないものに関すること。

(情報政策課の所掌事務)

第五十一条 情報政策課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 総合政策局の所掌事務(第四条第三十四号から第三十八号までに掲げるものに限る。)に関する基本的な政策の企画及び立案に関すること。

二 国土交通省の所掌事務に関する情報化に関すること(他の所掌に属するものを除く。)

三 国土交通省の保有する個人情報の保護に関すること。

(国際政策課の所掌事務)

第四十九条 国際政策課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 国土交通省の所掌に属する国際関係事務に関する基本的な政策の企画及び立案並びに当該政策を実施するために必要な国土交通省の所掌事務の総括に関すること(国際統括官及び海外プロジェクト推進課の所掌に属するものを除く。)

二 国土交通省の所掌に属する国際関係事務で経済上の連携その他の対外経済関係に関するものに関する政策の調整に関すること(国際統括官の所掌に属するものを除く。)

三 国土交通省の所掌に属する国際関係事務で外国為替及び外国貿易法(昭和二十四年法律第二百二十八号)第二十六条第二項に規定する対内直接投資等、同条第三項に規定する特定取得及び同法第三十条第一項に規定する技術導入契約の締結等に関するもの取りまとめに関すること。

四 前三号に掲げるもののほか、国土交通省の所掌に属する国際関係事務に係る政策に関する事務で他の所掌に属しないものに関すること。

(情報政策課の所掌事務)

第五十一条 情報政策課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 総合政策局の所掌事務(第四条第二十五号から第二十九号までに掲げるものに限る。)に関する基本的な政策の企画及び立案に関すること。

二 国土交通省の所掌事務に関する情報化に関すること(他の所掌に属するものを除く。)

三 国土交通省の保有する個人情報の保護に関すること。

四 国土交通省の所掌事務に関する調査、情報の分析及び統計に関すること（他の所掌に属するものを除く。）。

（まちづくり推進課の所掌事務）

第八十六条 まちづくり推進課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 都市局の所掌事務に関するまちづくりの推進に関する基本的な政策の企画及び立案に関すること。
- 二 官民の連携によるまちづくりの推進を図る活動の指導及び助成に関すること。
- 三 都市局の所掌事務に関する都市の再生に関する基本的な政策の企画及び立案に関すること。
- 四 大都市の機能の改善に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること（国土政策局及び不動産・建設経済局並びに政策統括官の所掌に属するものを除く。）。
- 五 民間都市開発事業に関すること（港湾局の所掌に属するものを除く。）。
- 六 民間都市再生事業に関すること（港湾局の所掌に属するものを除く。）。
- 七 民間拠点施設整備事業（広域的地域活性化のための基盤整備に関する法律第七条第一項に規定する拠点施設整備事業で民間事業者が施行するものをいう。）に関すること（港湾局の所掌に属するものを除く。）。
- 八 中心市街地の活性化に関する法律（平成十年法律第九十二号）の施行に関すること（他局の所掌に属するものを除く。）。
- 九 都市再生特別措置法に規定する都市再生歩行者経路協定、退避経路協定、管理協定、都市再生整備歩行者経路協定、都市利便増進協定及び低未利用土地利用促進協定に関すること並びに同法に規定する退避施設協定及び非常用電気等供給施設協定に関すること（住宅局の所掌に属するものを除く。）。
- 十 独立行政法人都市再生機構の行う業務に関する事務であつて

四 国土交通省の所掌事務に関する調査、情報の分析及び統計に関すること（他の所掌に属するものを除く。）。

（まちづくり推進課の所掌事務）

第八十六条 まちづくり推進課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 都市局の所掌事務に関するまちづくりの推進に関する基本的な政策の企画及び立案に関すること。
- 二 官民の連携によるまちづくりの推進を図る活動の指導及び助成に関すること。
- 三 都市局の所掌事務に関する都市の再生に関する基本的な政策の企画及び立案に関すること。
- 四 大都市の機能の改善に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること（国土政策局及び不動産・建設経済局並びに政策統括官の所掌に属するものを除く。）。
- 五 民間都市開発事業に関すること（港湾局の所掌に属するものを除く。）。
- 六 民間都市再生事業に関すること（港湾局の所掌に属するものを除く。）。
- 七 民間拠点施設整備事業（広域的地域活性化のための基盤整備に関する法律第七条第一項に規定する拠点施設整備事業で民間事業者が施行するものをいう。）に関すること（港湾局の所掌に属するものを除く。）。
- 八 中心市街地の活性化に関する法律の施行に関すること（他局の所掌に属するものを除く。）。
- 九 都市再生特別措置法に規定する都市再生歩行者経路協定、退避経路協定、管理協定、都市再生整備歩行者経路協定、都市利便増進協定及び低未利用土地利用促進協定に関すること並びに同法に規定する退避施設協定及び非常用電気等供給施設協定に関すること（住宅局の所掌に属するものを除く。）。
- 十 独立行政法人都市再生機構の行う業務に関する事務であつて

都市局の所掌に属するものの総括に関すること。

十一 独立行政法人都市再生機構の行う業務のうち、建築物の敷地の整備（賃貸住宅の建設と併せて行うもの以外のもので重要な公共施設の整備を伴うものに限る。）並びに整備した敷地の管理及び譲渡に係るものに関すること。

十二 都市開発資金の貸付けに関する法律第一条第六項、第七項及び第九項の規定による資金の貸付けに関すること（同条第七項の規定による資金の貸付けにあつては、独立行政法人都市再生機構の行う前号に規定する業務に係るものに限る。）。

（市街地整備課の所掌事務）

第八十八条 市街地整備課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 土地区画整理事業に関すること（独立行政法人都市再生機構の行う業務に関すること及び水管理・国土保全局の所掌に属するものを除く。）。

二 市街地再開発事業に関すること（独立行政法人都市再生機構の行う業務に関すること及び住宅局の所掌に属するものを除く。）。

三 防災街区整備事業（都市計画において定められた防災都市施設の整備を伴うものに限る。）の助成及び監督に関すること。

四 独立行政法人都市再生機構の行う業務のうち、次に掲げるものに関すること。

イ 市街地再開発事業（賃貸住宅の建設と併せて行うもの以外のもので都市計画において定められた重要な公共施設の整備を伴うものに限る。）に係る業務

ロ 防災街区整備事業（賃貸住宅の建設と併せて行うもの以外のもので都市計画において定められた防災都市施設の整備を伴うものに限る。）に係る業務

ハ 土地区画整理事業（宅地の造成又は賃貸住宅の建設と併せて行うもの以外のものに限る。）に係る業務

都市局の所掌に属するものの総括に関すること。

十一 独立行政法人都市再生機構の行う業務のうち、建築物の敷地の整備（賃貸住宅の建設と併せて行うもの以外のもので重要な公共施設の整備を伴うものに限る。）並びに整備した敷地の管理及び譲渡に係るものに関すること。

十二 都市開発資金の貸付けに関する法律第一条第六項、第七項及び第九項の規定による資金の貸付けに関すること（同条第七項の規定による資金の貸付けにあつては、独立行政法人都市再生機構の行う前号に規定する業務に係るものに限る。）。

（市街地整備課の所掌事務）

第八十八条 市街地整備課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 土地区画整理事業に関すること（独立行政法人都市再生機構の行う業務に関すること及び水管理・国土保全局の所掌に属するものを除く。）。

二 市街地再開発事業に関すること（独立行政法人都市再生機構の行う業務に関すること及び住宅局の所掌に属するものを除く。）。

三 防災街区整備事業（都市計画において定められた防災都市施設の整備を伴うものに限る。）の助成及び監督に関すること。

四 独立行政法人都市再生機構の行う業務のうち、次に掲げるものに関すること。

イ 市街地再開発事業（賃貸住宅の建設と併せて行うもの以外のもので都市計画において定められた重要な公共施設の整備を伴うものに限る。）に係る業務

ロ 防災街区整備事業（賃貸住宅の建設と併せて行うもの以外のもので都市計画において定められた防災都市施設の整備を伴うものに限る。）に係る業務

ハ 土地区画整理事業（宅地の造成又は賃貸住宅の建設と併せて行うもの以外のものに限る。）に係る業務

- 二 流通業務団地造成事業（宅地の造成と併せて行うもの以外のものに限り。）に係る業務
- 五 住宅街区整備事業に関する事（独立行政法人都市再生機構の行う業務に関するものを除く。）。
- 六 流通業務市街地の整備に関する事（独立行政法人都市再生機構の行う業務に関するものを除く。）。
- 七 都市再開発法の規定による再開発事業の計画の認定に関する事。
- 八 農住組合が行う交換分合に関する事。
- 九 都市の低炭素化の促進に関する法律（平成二十四年法律第八十四号）第九條第一項に規定する集約都市開発事業に関する事と（住宅局の所掌に属するものを除く。）。
- 十 新住宅市街地開発事業に関する事。
- 十一 首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律第二條第五項に規定する工業団地造成事業及び近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律第二條第四項に規定する工業団地造成事業に関する事。
- 十二 新都市基盤整備事業に関する事。
- 十三 まちづくりに関する総合的な事業（主として住宅の供給を目的とするものを除く。）の指導及び助成に関する事。
- 十四 都市開発資金の貸付けに関する事（不動産・建設経済局及び住宅局並びにまちづくり推進課及び公園緑地・景觀課の所掌に属するものを除く。）。

（街路交通施設課の所掌事務）

第八十九條 街路交通施設課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 都市計画事業その他市街地の整備改善に関する事業による道路、都市高速鉄道その他の交通施設及び流通業務団地（いずれも交通の用に供する部分に限る。）の整備に共通する基本的事項の企画及び立案に関する事。

- 二 流通業務団地造成事業（宅地の造成と併せて行うもの以外のものに限り。）に係る業務
- 五 住宅街区整備事業に関する事（独立行政法人都市再生機構の行う業務に関するものを除く。）。
- 六 流通業務市街地の整備に関する事（独立行政法人都市再生機構の行う業務に関するものを除く。）。
- 七 都市再開発法の規定による再開発事業の計画の認定に関する事。
- 八 農住組合が行う交換分合に関する事。
- 九 都市の低炭素化の促進に関する法律第九條第一項に規定する集約都市開発事業に関する事と（住宅局の所掌に属するものを除く。）。
- 十 新住宅市街地開発事業に関する事。
- 十一 首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律第二條第五項に規定する工業団地造成事業及び近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律第二條第四項に規定する工業団地造成事業に関する事。
- 十二 新都市基盤整備事業に関する事。
- 十三 まちづくりに関する総合的な事業（主として住宅の供給を目的とするものを除く。）の指導及び助成に関する事。
- 十四 都市開発資金の貸付けに関する事（不動産・建設経済局及び住宅局並びにまちづくり推進課及び公園緑地・景觀課の所掌に属するものを除く。）。

（街路交通施設課の所掌事務）

第八十九條 街路交通施設課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 都市計画事業その他市街地の整備改善に関する事業による道路、都市高速鉄道その他の交通施設及び流通業務団地（いずれも交通の用に供する部分に限る。）の整備に共通する基本的事項の企画及び立案に関する事。

- 二 道路、都市高速鉄道その他の交通施設の整備を行う都市計画事業の指導及び助成に関すること。
- 三 都市計画事業の実施に伴い必要となる鉄道、軌道、通路その他これらに類する施設の改築に関する事業の指導及び助成に関すること。
- 四 駐車場に関すること（道路局及び物流・自動車局の所掌に属するものを除く。）。

（総務課の所掌事務）

第二百二十三条 総務課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 鉄道局の所掌事務に関する総合調整に関すること。
- 二 鉄道局の所掌事務に関する基本的な政策についての企画及び立案に関すること（他課の所掌に属するものを除く。）。
- 三 鉄道局の所掌に係る事業に関する税制に関する調整に関すること。
- 四 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構の組織及び運営一般に関すること。
- 五 交通政策審議会陸上交通分科会の庶務に関すること（物流・自動車局の所掌に属するものを除く。）。
- 六 前各号に掲げるもののほか、鉄道局の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。

（安全監理官の職務）

第二百三十条 安全監理官は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 鉄道等の運行の計画に関すること。
- 二 鉄道等の安全の確保に関すること（道路局並びに技術企画課及び施設課の所掌に属するものを除く。）。
- 三 鉄道等に関する事故及びこれらの事故の兆候の原因並びにこれらの事故に伴い発生した被害の原因を究明するための調査に関すること（運輸安全委員会の所掌に属するものを除く。）。

- 二 道路、都市高速鉄道その他の交通施設の整備を行う都市計画事業の指導及び助成に関すること。
- 三 都市計画事業の実施に伴い必要となる鉄道、軌道、通路その他これらに類する施設の改築に関する事業の指導及び助成に関すること。
- 四 駐車場に関すること（道路局及び自動車局の所掌に属するものを除く。）。

（総務課の所掌事務）

第二百二十三条 総務課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 鉄道局の所掌事務に関する総合調整に関すること。
- 二 鉄道局の所掌事務に関する基本的な政策についての企画及び立案に関すること（他課の所掌に属するものを除く。）。
- 三 鉄道局の所掌に係る事業に関する税制に関する調整に関すること。
- 四 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構の組織及び運営一般に関すること。
- 五 交通政策審議会陸上交通分科会の庶務に関すること（自動車局の所掌に属するものを除く。）。
- 六 前各号に掲げるもののほか、鉄道局の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。

（安全監理官の職務）

第二百二十九条の二 安全監理官は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 鉄道等の運行の計画に関すること。
- 二 鉄道等の安全の確保に関すること（道路局並びに技術企画課及び施設課の所掌に属するものを除く。）。
- 三 鉄道等に関する事故及びこれらの事故の兆候の原因並びにこれらの事故に伴い発生した被害の原因を究明するための調査に関すること（運輸安全委員会の所掌に属するものを除く。）。

第十目 物流・自動車局

(物流・自動車局に置く課)

第三百三十一条 物流・自動車局に、次の十課を置く。

総務課

物流政策課

貨物流通事業課

安全政策課

技術・環境政策課

自動車情報課

旅客課

(削る)

車両基準・国際課

審査・リコール課

自動車整備課

(総務課の所掌事務)

第三百三十二条 総務課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 物流・自動車局の所掌事務に関する総合調整に関すること。

二 物流・自動車局の所掌事務に関する基本的な政策に関する企画及び立案に関すること(他課の所掌に属するものを除く。)

三 物流・自動車局の所掌に係る事業に関する財務に関すること。

四 物流・自動車局の所掌に係る事業に関する税制に関する調整に関すること。

五 道路運送法(昭和二十六年法律第八十三号)第八十五条の規定に基づく損失の補償に関すること。

六 物流・自動車局の所掌に係る事業に関する道路交通事業財団

第十目 自動車局

(自動車局に置く課)

第三百三十条 自動車局に、次の九課を置く。

総務課

安全政策課

技術・環境政策課

自動車情報課

旅客課

貨物課

車両基準・国際課

審査・リコール課

整備課

(総務課の所掌事務)

第三百三十一条 総務課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 自動車局の所掌事務に関する総合調整に関すること。

二 自動車局の所掌事務に関する基本的な政策に関する企画及び立案に関すること(他課の所掌に属するものを除く。)

三 自動車局の所掌に係る事業に関する財務に関すること。

四 自動車局の所掌に係る事業に関する税制に関する調整に関すること。

五 道路運送法(昭和二十六年法律第八十三号)第八十五条の規定に基づく損失の補償に関すること。

六 自動車局の所掌に係る事業に関する道路交通事業財団に関する

に關すること。

七 物流・自動車局の所掌に係る事業に關する中小企業等協同組合、協業組合並びに商工組合及び商工組合連合会の監督に關すること。

八 物流・自動車局の所掌に係る事業に關する外国為替及び外国貿易法第二十六条第二項に規定する対内直接投資等、同条第三項に規定する特定取得及び同法第三十条第一項に規定する技術導入契約の締結等に關すること。

九 道路運送に係る助成に關すること（技術・環境政策課の所掌に屬するものを除く。）。

十 自動車道及び自動車道事業の發達、改善及び調整に關すること。

十一 自動車ターミナルに關すること（貨物流通事業課の所掌に屬するものを除く。）。

十二 道路運送及び道路運送車両と道路との関連に關する調査及び研究に關すること。

十三 自動車の發着及び駐車の施設に關すること。

十四 交通政策審議會陸上交通分科会の庶務に關すること（道路運送及び道路運送車両に關する重要事項に係るものに限る。）。

十五 自動車安全特別会計の自動車事故対策勘定及び自動車検査登録勘定の経理に關すること。

十六 前各号に掲げるもののほか、物流・自動車局の所掌事務で他の所掌に屬しないものに關すること。

（物流政策課の所掌事務）

第一百三十三条 物流政策課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 貨物流通の効率化、円滑化及び適正化に關する国土交通省の所掌に係る事務に關する基本的な政策の企画及び立案並びに当該政策を実施するために必要な国土交通省の所掌事務の総括に

ること。

七 自動車局の所掌に係る事業に關する中小企業等協同組合、協業組合並びに商工組合及び商工組合連合会の監督に關すること。

八 自動車局の所掌に係る事業に關する外国為替及び外国貿易法第二十六条第二項に規定する対内直接投資等、同条第三項に規定する特定取得及び同法第三十条第一項に規定する技術導入契約の締結等に關すること。

九 道路運送に係る助成に關すること（技術・環境政策課の所掌に屬するものを除く。）。

十 自動車道及び自動車道事業の發達、改善及び調整に關すること。

十一 自動車ターミナルに關すること（総合政策局の所掌に屬するものを除く。）。

十二 道路運送及び道路運送車両と道路との関連に關する調査及び研究に關すること。

十三 自動車の發着及び駐車の施設に關すること。

十四 交通政策審議會陸上交通分科会の庶務に關すること（道路運送及び道路運送車両に關する重要事項に係るものに限る。）。

十五 自動車安全特別会計の自動車事故対策勘定及び自動車検査登録勘定の経理に關すること。

十六 前各号に掲げるもののほか、自動車局の所掌事務で他の所掌に屬しないものに關すること。

（新設）

関すること。

二 流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律の施行に関する事務で国土交通省の所掌に属するものに関すること（港湾局及び貨物流通事業課の所掌に属するものを除く。）。

（貨物流通事業課の所掌事務）

第一百三十四条 貨物流通事業課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 道路運送車両による貨物の運送及び貨物自動車運送事業の発達、改善及び調整に関すること（総務課及び技術・環境政策課の所掌に属するものを除く。）。

二 自家用貨物自動車の使用に関すること。

三 倉庫業その他の保管事業の発達、改善及び調整に関すること。

四 流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律第二条第三号に規定する特定流通業務施設（港湾流通拠点地区（同条第五号に規定する港湾流通拠点地区をいう。第六十条第七号において同じ。）に係るものを除く。）に関すること。

五 貨物利用運送事業の発達、改善及び調整に関すること。

六 石油パイプライン事業の発達、改善及び調整に関すること（航空局の所掌に属するものを除く。）。

七 貨物自動車ターミナルに関すること。

八 貨物の運送に係る航空運送代理店業の発達、改善及び調整に関すること。

（安全政策課の所掌事務）

第一百三十五条 安全政策課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 道路運送の安全の確保に関すること（車両基準・国際課の所掌に属するものを除く。）。

二 道路運送事業の監査に関する基本的な政策に関する企画及び立案に関すること。

（新設）

（安全政策課の所掌事務）

第一百三十二条 安全政策課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 道路運送の安全の確保に関すること（車両基準・国際課の所掌に属するものを除く。）。

二 道路運送事業の監査に関する基本的な政策に関する企画及び立案に関すること。

三 自動車損害賠償責任保険及び自動車損害賠償責任共済に関すること。

四 政府の管掌する自動車損害賠償保障事業に関すること。

五 前二号に掲げるもののほか、自動車事故による損害賠償を保障する制度に関すること（総務課の所掌に属するものを除く。）。

六 被害者保護増進等計画の作成及び変更並びに自動車損害賠償保障法第七十七条の四の規定による交付並びに出資及び貸付け並びに補助に関すること。

七 独立行政法人自動車事故対策機構の行う業務に関すること。

（技術・環境政策課の所掌事務）

第三百三十六条 技術・環境政策課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 物流・自動車局の所掌事務に関する技術に関する基本的な政策の企画及び立案に関すること。

二 物流・自動車局の所掌事務に関する環境の保全に関する基本的な政策の企画及び立案に関すること。

三 道路運送に係る助成のうち環境の保全に係るものに関すること。

四 道路運送車両の安全の確保に関すること（車両基準・国際課、審査・リコール課及び自動車整備課の所掌に属するものを除く。）。

五 道路運送車両による公害の防止その他の道路運送車両に係る環境の保全に関すること（車両基準・国際課、審査・リコール課及び自動車整備課の所掌に属するものを除く。）。

六 道路運送車両の使用に関すること（車両基準・国際課及び審査・リコール課の所掌に属するものを除く。）。

七 道路運送車両の使用に必要な物資の流通及び消費の増進、改善及び調整に関すること（車両基準・国際課の所掌に属するも

三 自動車損害賠償責任保険及び自動車損害賠償責任共済に関すること。

四 政府の管掌する自動車損害賠償保障事業に関すること。

五 前二号に掲げるもののほか、自動車事故による損害賠償を保障する制度に関すること（総務課の所掌に属するものを除く。）。

六 被害者保護増進等計画の作成及び変更並びに自動車損害賠償保障法第七十七条の四の規定による交付並びに出資及び貸付け並びに補助に関すること。

七 独立行政法人自動車事故対策機構の行う業務に関すること。

（技術・環境政策課の所掌事務）

第三百三十三条 技術・環境政策課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 自動車局の所掌事務に関する技術に関する基本的な政策の企画及び立案に関すること。

二 自動車局の所掌事務に関する環境の保全に関する基本的な政策の企画及び立案に関すること。

三 道路運送に係る助成のうち環境の保全に係るものに関すること。

四 道路運送車両の安全の確保に関すること（車両基準・国際課、審査・リコール課及び整備課の所掌に属するものを除く。）。

五 道路運送車両による公害の防止その他の道路運送車両に係る環境の保全に関すること（車両基準・国際課、審査・リコール課及び整備課の所掌に属するものを除く。）。

六 道路運送車両の使用に関すること（車両基準・国際課及び審査・リコール課の所掌に属するものを除く。）。

七 道路運送車両の使用に必要な物資の流通及び消費の増進、改善及び調整に関すること（車両基準・国際課の所掌に属するも

- のを除く。）。
八 道路運送車両及びその使用に必要な機械器具に関する物流・自動車局の所掌に係る資源の有効な利用の確保に関すること。
九 独立行政法人自動車技術総合機構の組織及び運営一般に関すること。
十 物流・自動車局の所掌事務に係る国際機関及び外国の行政機関との連絡並びに国際協力に関する事務のうち、自動運転に関する技術に関すること。

(自動車情報課の所掌事務)

- 第三百三十七条 自動車情報課は、次に掲げる事務をつかさどる。
一 物流・自動車局の所掌事務に係る自動車の使用における情報化の推進に関する基本的な政策の企画及び立案に関すること。
二 自動車の登録及び自動車抵当に関すること。
三 自動車検査登録印紙の売りさばきに関すること。
四 道路運送車両の流通及び消費の増進、改善及び調整に関すること(技術・環境政策課の所掌に属するものを除く。)

(旅客課の所掌事務)

- 第三百三十八条 旅客課は、次に掲げる事務をつかさどる。
一 道路運送車両による旅客の運送及び旅客自動車運送事業の発達、改善及び調整に関すること(総務課及び技術・環境政策課の所掌に属するものを除く。)
二 家用自動車の使用に関すること(貨物流通事業課の所掌に属するものを除く。)

(削る)

- のを除く。）。
八 道路運送車両及びその使用に必要な機械器具に関する自動車局の所掌に係る資源の有効な利用の確保に関すること。
九 独立行政法人自動車技術総合機構の組織及び運営一般に関すること。
十 自動車局の所掌事務に係る国際機関及び外国の行政機関との連絡並びに国際協力に関する事務のうち、自動運転に関する技術に関すること。

(自動車情報課の所掌事務)

- 第三百三十四条 自動車情報課は、次に掲げる事務をつかさどる。
一 自動車局の所掌事務に係る自動車の使用における情報化の推進に関する基本的な政策の企画及び立案に関すること。
二 自動車の登録及び自動車抵当に関すること。
三 自動車検査登録印紙の売りさばきに関すること。
四 道路運送車両の流通及び消費の増進、改善及び調整に関すること(技術・環境政策課の所掌に属するものを除く。)

(旅客課の所掌事務)

- 第三百三十五条 旅客課は、次に掲げる事務をつかさどる。
一 道路運送車両による旅客の運送及び旅客自動車運送事業の発達、改善及び調整に関すること(総務課及び技術・環境政策課の所掌に属するものを除く。)
二 家用自動車の使用に関すること(貨物課の所掌に属するものを除く。)

(貨物課の所掌事務)

- 第三百三十六条 貨物課は、次に掲げる事務をつかさどる。
一 道路運送車両による貨物の運送及び貨物自動車運送事業の発達、改善及び調整に関すること(総務課及び技術・環境政策課

(車両基準・国際課の所掌事務)

第三百三十九条 車両基準・国際課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 道路運送車両の安全の確保に係る技術上の基準に関すること
(審査・リコール課及び自動車整備課の所掌に属するものを除く。)
- 二 放射性物質の道路運送車両による運搬に関する規制に関すること。
- 三 道路運送車両による公害の防止その他の道路運送車両に係る環境の保全に係る技術上の基準に関すること(審査・リコール課及び自動車整備課の所掌に属するものを除く。)
- 四 道路運送車両の使用に係る技術上の基準に関すること。
- 五 道路運送車両の使用に必要な物資の消費の改善に係る技術上の基準に関すること。
- 六 物流・自動車局の所掌事務に係る国際機関及び外国の行政機関との連絡並びに国際協力に関すること(物流政策課及び技術・環境政策課の所掌に属するものを除く。)

(審査・リコール課の所掌事務)

第四百十条 審査・リコール課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 道路運送車両並びに道路運送車両の共通構造部及び装置の型式についての指定その他の証明に関すること。
- 二 自動車の車台番号及び原動機の型式の打刻に関すること(自動車整備課の所掌に属するものを除く。)
- 三 設計又は製作の過程に起因する基準不適合自動車及び基準不適合特定後付装置についての改善措置に関すること。

の所掌に属するものを除く。)

二 自家用貨物自動車の使用に関すること。

(車両基準・国際課の所掌事務)

第三百三十七条 車両基準・国際課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 道路運送車両の安全の確保に係る技術上の基準に関すること
(審査・リコール課及び整備課の所掌に属するものを除く。)
- 二 放射性物質の道路運送車両による運搬に関する規制に関すること。
- 三 道路運送車両による公害の防止その他の道路運送車両に係る環境の保全に係る技術上の基準に関すること(審査・リコール課及び整備課の所掌に属するものを除く。)
- 四 道路運送車両の使用に係る技術上の基準に関すること。
- 五 道路運送車両の使用に必要な物資の消費の改善に係る技術上の基準に関すること。
- 六 自動車局の所掌事務に係る国際機関及び外国の行政機関との連絡並びに国際協力に関すること(技術・環境政策課の所掌に属するものを除く。)

(審査・リコール課の所掌事務)

第三百三十八条 審査・リコール課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 道路運送車両並びに道路運送車両の共通構造部及び装置の型式についての指定その他の証明に関すること。
- 二 自動車の車台番号及び原動機の型式の打刻に関すること(整備課の所掌に属するものを除く。)
- 三 設計又は製作の過程に起因する基準不適合自動車及び基準不適合特定後付装置についての改善措置に関すること。

- 四 軽車両及び自動車用代燃装置の製造、流通及び消費の増進、改善及び調整並びにこれらの製造に関する事業の発達、改善及び調整に関すること。
- 五 道路運送車両の使用に必要な機械器具の流通及び消費の増進、改善及び調整に関すること（技術・環境政策課の所掌に属するものを除く。）。
- 六 物流・自動車局の所掌事務に関する道路運送車両の使用者の利益の保護に関する事項についての企画及び立案に関すること（道路運送車両及び道路運送車両の装置の安全性の評価に係るものを除く。）。

（自動車整備課の所掌事務）

- 第四百十一条 自動車整備課は、次に掲げる事務をつかさどる。
- 一 道路運送車両の整備に関すること（環境の保全に係る技術上の基準に関するものを除く。）。
 - 二 自動車車庫に関すること。
 - 三 自動車の整備事業の発達、改善及び調整に関すること。
 - 四 道路運送車両の整備に必要な機械器具及び物資の流通及び消費の増進、改善及び調整に関すること。
 - 五 自動車の検査に関すること。
 - 六 道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第三十一条及び第三十二条の規定による自動車の車台番号及び原動機の型式の打刻に関すること。

（海事局に置く課）

第四百十二条 海事局に、次の九課を置く。

- 総務課
- 安全政策課
- 海洋・環境政策課
- 船員政策課

- 四 軽車両及び自動車用代燃装置の製造、流通及び消費の増進、改善及び調整並びにこれらの製造に関する事業の発達、改善及び調整に関すること。
- 五 道路運送車両の使用に必要な機械器具の流通及び消費の増進、改善及び調整に関すること（技術・環境政策課の所掌に属するものを除く。）。
- 六 自動車局の所掌事務に関する道路運送車両の使用者の利益の保護に関する事項についての企画及び立案に関すること（道路運送車両及び道路運送車両の装置の安全性の評価に係るものを除く。）。

（整備課の所掌事務）

- 第一百三十九条 整備課は、次に掲げる事務をつかさどる。
- 一 道路運送車両の整備に関すること（環境の保全に係る技術上の基準に関するものを除く。）。
 - 二 自動車車庫に関すること。
 - 三 自動車の整備事業の発達、改善及び調整に関すること。
 - 四 道路運送車両の整備に必要な機械器具及び物資の流通及び消費の増進、改善及び調整に関すること。
 - 五 自動車の検査に関すること。
 - 六 道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第三十一条及び第三十二条の規定による自動車の車台番号及び原動機の型式の打刻に関すること。

（海事局に置く課）

第四十条 海事局に、次の九課を置く。

- 総務課
- 安全政策課
- 海洋・環境政策課
- 船員政策課

外航課
内航課
船舶産業課
検査測度課
海技課

(総務課の所掌事務)

第四百三十三条 総務課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 海事局の所掌事務に関する総合調整に関すること。
- 二 海事局の所掌事務に関する総合的な政策の企画及び立案並びに海事局の所掌事務に関する政策の調整に関すること（安全政策課及び海洋・環境政策課の所掌に属するものを除く。）。
- 三 水上運送事業及び造船に関する事業に関する財務に関すること。
- 四 水上運送事業及び造船に関する事業に関する税制に関する調整に関すること。
- 五 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構の行う独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法第十三条第一項第七号及び第八号の業務並びにこれらに附帯する業務に関すること。
- 六 海事代理士に関すること。
- 七 海事思想の普及及び宣伝に関すること。
- 八 モーターボート競走に関すること。
- 九 海技士国家試験、小型船舶操縦士国家試験、締約国資格証明書の受有者の承認のための試験、水先人試験及び船員の資格の認定のための試験の試験問題の作成及び試験の執行に関すること。
- 十 交通政策審議会海事分科会の庶務に関すること。
- 十一 前各号に掲げるもののほか、海事局の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。

外航課
内航課
船舶産業課
検査測度課
海技課

(総務課の所掌事務)

第四百四十一条 総務課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 海事局の所掌事務に関する総合調整に関すること。
- 二 海事局の所掌事務に関する総合的な政策の企画及び立案並びに海事局の所掌事務に関する政策の調整に関すること（安全政策課及び海洋・環境政策課の所掌に属するものを除く。）。
- 三 水上運送事業及び造船に関する事業に関する財務に関すること。
- 四 水上運送事業及び造船に関する事業に関する税制に関する調整に関すること。
- 五 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構の行う独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法第十三条第一項第七号及び第八号の業務並びにこれらに附帯する業務に関すること。
- 六 海事代理士に関すること。
- 七 海事思想の普及及び宣伝に関すること。
- 八 モーターボート競走に関すること。
- 九 海技士国家試験、小型船舶操縦士国家試験、締約国資格証明書の受有者の承認のための試験、水先人試験及び船員の資格の認定のための試験の試験問題の作成及び試験の執行に関すること。
- 十 交通政策審議会海事分科会の庶務に関すること。
- 十一 前各号に掲げるもののほか、海事局の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。

(安全政策課の所掌事務)

第四百四十四条 安全政策課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 船舶の航行の安全の確保に関する総合的な政策の企画及び立案並びに調整に関すること。
- 二 海事局の所掌に係る危機管理に関する基本的な政策の企画及び立案に関すること。
- 三 水上運送事業に係る輸送の安全の確保に関すること。
- 四 タンカー油濁損害賠償保障契約、一般船舶等油濁損害賠償保障契約及び難破物除去損害賠償保障契約並びに油による汚染損害の補償のための国際基金に関すること。
- 五 船舶の施設に関する船舶の安全に関する基準の設定に関すること。
- 六 船舶の安全に関する検査制度の企画及び立案に関すること。
- 七 船舶による危険物その他の特殊貨物の運送及び貯蔵に関する制度に関する企画及び立案に関すること。
- 八 船員の労働条件、安全衛生その他の労働環境及び船内規律に関する監査に関すること。
- 九 船員労務官の行う事務の監察に関すること。
- 十 船舶の航行の安全の確保に係る外国船舶の監督に関する制度の企画及び立案に関すること（船員政策課及び海技課の所掌に属するものを除く。）。
- 十一 運輸安全委員会の行う運輸安全委員会設置法第五条第五号及び第六号に規定する調査に対する援助に関すること。

(海洋・環境政策課の所掌事務)

第四百四十五条 海洋・環境政策課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 海事局の所掌事務に関する海洋の開発及び利用に関する総合的な政策の企画及び立案並びに調整に関すること。

(安全政策課の所掌事務)

第四百四十二条 安全政策課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 船舶の航行の安全の確保に関する総合的な政策の企画及び立案並びに調整に関すること。
- 二 海事局の所掌に係る危機管理に関する基本的な政策の企画及び立案に関すること。
- 三 水上運送事業に係る輸送の安全の確保に関すること。
- 四 タンカー油濁損害賠償保障契約、一般船舶等油濁損害賠償保障契約及び難破物除去損害賠償保障契約並びに油による汚染損害の補償のための国際基金に関すること。
- 五 船舶の施設に関する船舶の安全に関する基準の設定に関すること。
- 六 船舶の安全に関する検査制度の企画及び立案に関すること。
- 七 船舶による危険物その他の特殊貨物の運送及び貯蔵に関する制度に関する企画及び立案に関すること。
- 八 船員の労働条件、安全衛生その他の労働環境及び船内規律に関する監査に関すること。
- 九 船員労務官の行う事務の監察に関すること。
- 十 船舶の航行の安全の確保に係る外国船舶の監督に関する制度の企画及び立案に関すること（船員政策課及び海技課の所掌に属するものを除く。）。
- 十一 運輸安全委員会の行う運輸安全委員会設置法第五条第五号及び第六号に規定する調査に対する援助に関すること。

(海洋・環境政策課の所掌事務)

第四百四十三条 海洋・環境政策課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 海事局の所掌事務に関する海洋の開発及び利用に関する総合的な政策の企画及び立案並びに調整に関すること。

- 二 海事局の所掌事務に関する環境の保全に関する総合的な政策の企画及び立案並びに調整に関すること。
- 三 海事局の所掌事務に関する技術に関する基本的な政策の企画及び立案に関すること。
- 四 水上運送（水上運送事業によるものを含む。次号及び第五十号第二号において同じ。）に係るエネルギーの使用の合理化に関する船舶の施設に関する基準の設定に関すること。
- 五 水上運送に係るエネルギーの使用の合理化に関する船舶の施設に関する検査制度の企画及び立案に関すること。
- 六 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定による海洋汚染防止設備等、海洋汚染防止緊急措置手引書等、大気汚染防止検査対象設備、揮発性物質放出防止措置手引書、二酸化炭素放出抑制航行手引書及び二酸化炭素放出抑制指標の基準の設定並びにこれらの設備等に関する検査制度の企画及び立案に関すること。
- 七 船舶に関する資源の有効な利用の確保に関すること。
- 八 船舶に関する原子力の利用に関すること。
- 九 海洋汚染等の防止に係る外国船舶の監督に関する制度の企画及び立案に関すること。

（船員政策課の所掌事務）

- 第四百四十六条 船員政策課は、次に掲げる事務をつかさどる。
- 一 船員に係る事務に関する基本的な政策についての企画及び立案に関すること。
 - 二 船員の労働条件、安全衛生その他の労働環境、福利厚生及び災害補償、船内規律並びに船員手帳に関すること（安全政策課の所掌に属するものを除く。）。
 - 三 船員災害防止協会の行う業務に関すること。
 - 四 船員の失業対策及び船員の職業の紹介、職業の指導、職業の補導その他船員の労務の需給調整に関すること。

- 二 海事局の所掌事務に関する環境の保全に関する総合的な政策の企画及び立案並びに調整に関すること。
- 三 海事局の所掌事務に関する技術に関する基本的な政策の企画及び立案に関すること。
- 四 水上運送（水上運送事業によるものを含む。次号及び第五十号第二号において同じ。）に係るエネルギーの使用の合理化に関する船舶の施設に関する基準の設定に関すること。
- 五 水上運送に係るエネルギーの使用の合理化に関する船舶の施設に関する検査制度の企画及び立案に関すること。
- 六 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定による海洋汚染防止設備等、海洋汚染防止緊急措置手引書等、大気汚染防止検査対象設備、揮発性物質放出防止措置手引書、二酸化炭素放出抑制航行手引書及び二酸化炭素放出抑制指標の基準の設定並びにこれらの設備等に関する検査制度の企画及び立案に関すること。
- 七 船舶に関する資源の有効な利用の確保に関すること。
- 八 船舶に関する原子力の利用に関すること。
- 九 海洋汚染等の防止に係る外国船舶の監督に関する制度の企画及び立案に関すること。

（船員政策課の所掌事務）

- 第四百四十四条 船員政策課は、次に掲げる事務をつかさどる。
- 一 船員に係る事務に関する基本的な政策についての企画及び立案に関すること。
 - 二 船員の労働条件、安全衛生その他の労働環境、福利厚生及び災害補償、船内規律並びに船員手帳に関すること（安全政策課の所掌に属するものを除く。）。
 - 三 船員災害防止協会の行う業務に関すること。
 - 四 船員の失業対策及び船員の職業の紹介、職業の指導、職業の補導その他船員の労務の需給調整に関すること。

五 船舶の航行の安全の確保に係る外国船舶の監督のうち船舶の乗組員に係るものに関すること（海技課の所掌に属するものを除く。）。

六 船舶の乗組員の適正な労働環境及び療養補償の確保に係る外国船舶の監督に関すること。

（外航課の所掌事務）

第四百七条 外航課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 外航に係る運送及び外航に係る船舶運航事業の発達、改善及び調整に関すること（他課の所掌に属するものを除く。）。

二 船舶貸渡業（内航海運業の用に供する船舶に係るものを除く。）、海運仲立業及び海運代理店業の発達、改善及び調整に関すること（総務課及び安全政策課の所掌に属するものを除く。）。

三 日本船舶以外の船舶について日本各港間の運送及び不開港場への寄港の特許に関すること。

四 海運に関する国際協定に関すること。

（内航課の所掌事務）

第四百八条 内航課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 水上運送及び水上運送事業の発達、改善及び調整に関すること（他課の所掌に属するものを除く。）。

二 航路補助金に関すること。

三 本州四国連絡橋の建設に伴う一般旅客定期航路事業等に関する特別措置法の施行に関すること（道路局及び船員政策課の所掌に属するものを除く。）。

（船舶産業課の所掌事務）

第四百九条 船舶産業課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 造船に関する事業の発達、改善及び調整に関すること（総務

五 船舶の航行の安全の確保に係る外国船舶の監督のうち船舶の乗組員に係るものに関すること（海技課の所掌に属するものを除く。）。

六 船舶の乗組員の適正な労働環境及び療養補償の確保に係る外国船舶の監督に関すること。

（外航課の所掌事務）

第四百五条 外航課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 外航に係る運送及び外航に係る船舶運航事業の発達、改善及び調整に関すること（他課の所掌に属するものを除く。）。

二 船舶貸渡業（内航海運業の用に供する船舶に係るものを除く。）、海運仲立業及び海運代理店業の発達、改善及び調整に関すること（総務課及び安全政策課の所掌に属するものを除く。）。

三 日本船舶以外の船舶について日本各港間の運送及び不開港場への寄港の特許に関すること。

四 海運に関する国際協定に関すること。

（内航課の所掌事務）

第四百六条 内航課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 水上運送及び水上運送事業の発達、改善及び調整に関すること（他課の所掌に属するものを除く。）。

二 航路補助金に関すること。

三 本州四国連絡橋の建設に伴う一般旅客定期航路事業等に関する特別措置法の施行に関すること（道路局及び船員政策課の所掌に属するものを除く。）。

（船舶産業課の所掌事務）

第四百七条 船舶産業課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 造船に関する事業の発達、改善及び調整に関すること（総務

- 課の所掌に属するものを除く。)
- 二 船舶、船舶用機関及び船舶用品の製造、修繕、流通及び消費の増進、改善及び調整に関すること（海洋・環境政策課の所掌に属するものを除く。）。)
 - 三 船舶並びに船舶用機関、船舶用品、造船に関する施設、船舶の用に供する鋳工業品その他船舶に係る鋳工業品、鋳工業の技術及び構築物の産業標準に関すること。
 - 四 造船に係る国際協力に関すること。

(削る)

附則

(物流・自動車局の所掌事務の特例)

第五条の二 物流・自動車局は、第十二条各号に掲げる事務のほか、当分の間、自動車損害賠償保障法及び自動車損害賠償責任再保険特別会計法の一部を改正する法律（平成十三年法律第八十三号）附則第二条第一項の規定によりなおその効力を有することとされた同法第一条の規定による改正前の自動車損害賠償保障法の規定に基づく再保険関係及び保険関係に係る自動車損害賠償責任再保険事業及び自動車損害賠償責任共済保険事業（附則第二十四条の二において「再保険事業等」という。）に関する事務をつかさどる。

(物流・自動車局安全政策課の所掌事務の特例)

第二十四条の二 物流・自動車局安全政策課は、第三百三十五条各号に掲げる事務のほか、当分の間、再保険事業等に関する事務をつかさどる。

(海事局総務課の所掌事務の特例)

- 課の所掌に属するものを除く。)
- 二 船舶、船舶用機関及び船舶用品の製造、修繕、流通及び消費の増進、改善及び調整に関すること（海洋・環境政策課の所掌に属するものを除く。）。)
 - 三 船舶並びに船舶用機関、船舶用品、造船に関する施設、船舶の用に供する鋳工業品その他船舶に係る鋳工業品、鋳工業の技術及び構築物の産業標準に関すること。
 - 四 造船に係る国際協力に関すること。

第四百四十八条及び第四百四十九条 削除

附則

(自動車局の所掌事務の特例)

第五条の二 自動車局は、第十二条各号に掲げる事務のほか、当分の間、自動車損害賠償保障法及び自動車損害賠償責任再保険特別会計法の一部を改正する法律（平成十三年法律第八十三号）附則第二条第一項の規定によりなおその効力を有することとされた同法第一条の規定による改正前の自動車損害賠償保障法の規定に基づく再保険関係及び保険関係に係る自動車損害賠償責任再保険事業及び自動車損害賠償責任共済保険事業（附則第二十四条の二において「再保険事業等」という。）に関する事務をつかさどる。

(自動車局安全政策課の所掌事務の特例)

第二十四条の二 自動車局安全政策課は、第三百三十二条各号に掲げる事務のほか、当分の間、再保険事業等に関する事務をつかさどる。

(海事局総務課の所掌事務の特例)

第二十五条 海事局総務課は、第四百十三号各号に掲げる事務のほか、当分の間、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構の行う独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法附則第十一条第一項第二号の業務及びこれに附帯する業務並びに同条第五項の業務のうち貸付契約及び保証契約に係る業務に関する事務をつかさどる。

(海事局安全政策課の所掌事務の特例)
第二十五条の二 海事局安全政策課は、第四百四十四号各号に掲げる事務のほか、当分の間、特定保険者交付金交付契約に関する事務をつかさどる。

(海事局海洋・環境政策課の所掌事務の特例)
第二十五条の三 海事局海洋・環境政策課は、第四百四十五号各号に掲げる事務のほか、船舶の再資源化解体の適正な実施に関する法律の施行の日の前日までの間、同法附則第五条及び第六条の規定による有害物質一覧表に関する基準の設定並びにこれに関する制度の企画及び立案に関する事務をつかさどる。

(海事局内航課の所掌事務の特例)
第二十六条 海事局内航課は、第四百四十八号各号に掲げる事務のほか、当分の間、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構の行う独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法附則第十一条第一項第三号の業務及びこれに附帯する業務に関する事務をつかさどる。

第二十五条 海事局総務課は、第四百十一号各号に掲げる事務のほか、当分の間、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構の行う独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法附則第十一条第一項第二号の業務及びこれに附帯する業務並びに同条第五項の業務のうち貸付契約及び保証契約に係る業務に関する事務をつかさどる。

(海事局安全政策課の所掌事務の特例)
第二十五条の二 海事局安全政策課は、第四百四十二号各号に掲げる事務のほか、当分の間、特定保険者交付金交付契約に関する事務をつかさどる。

(海事局海洋・環境政策課の所掌事務の特例)
第二十五条の三 海事局海洋・環境政策課は、第四百四十三号各号に掲げる事務のほか、船舶の再資源化解体の適正な実施に関する法律の施行の日の前日までの間、同法附則第五条及び第六条の規定による有害物質一覧表に関する基準の設定並びにこれに関する制度の企画及び立案に関する事務をつかさどる。

(海事局内航課の所掌事務の特例)
第二十六条 海事局内航課は、第四百四十六号各号に掲げる事務のほか、当分の間、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構の行う独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法附則第十一条第一項第三号の業務及びこれに附帯する業務に関する事務をつかさどる。

改正案	現行
<p>（庶務）</p> <p>第九条 審議会の庶務は、国土交通省総合政策局総務課において総括し、及び処理する。ただし、交通体系分科会、技術分科会、観光分科会、陸上交通分科会、海事分科会、港湾分科会、航空分科会及び気象分科会に係るものについては、次項から第九項までに定めるところにより処理する。</p> <p>2 交通体系分科会の庶務は、国土交通省総合政策局交通政策課において処理する。</p> <p>3 技術分科会の庶務は、国土交通省総合政策局技術政策課において処理する。</p> <p>4 観光分科会の庶務は、観光庁総務課において処理する。</p> <p>5 陸上交通分科会の庶務は、国土交通省鉄道局総務課において総括し、及び処理する。ただし、道路運送及び道路運送車両に関する重要事項に係るものについては、国土交通省物流・自動車局総務課において処理する。</p> <p>6 海事分科会の庶務は、国土交通省海事局総務課において処理する。</p> <p>7 港湾分科会の庶務は、国土交通省港湾局総務課において処理する。</p> <p>8 航空分科会の庶務は、国土交通省航空局総務課において処理する。</p> <p>9 気象分科会の庶務は、気象庁総務部において処理する。</p>	<p>（庶務）</p> <p>第九条 審議会の庶務は、国土交通省総合政策局総務課において総括し、及び処理する。ただし、交通体系分科会、技術分科会、観光分科会、陸上交通分科会、海事分科会、港湾分科会、航空分科会及び気象分科会に係るものについては、次項から第九項までに定めるところにより処理する。</p> <p>2 交通体系分科会の庶務は、国土交通省総合政策局交通政策課において処理する。</p> <p>3 技術分科会の庶務は、国土交通省総合政策局技術政策課において処理する。</p> <p>4 観光分科会の庶務は、観光庁総務課において処理する。</p> <p>5 陸上交通分科会の庶務は、国土交通省鉄道局総務課において総括し、及び処理する。ただし、道路運送及び道路運送車両に関する重要事項に係るものについては、<u>国土交通省自動車局総務課</u>において処理する。</p> <p>6 海事分科会の庶務は、国土交通省海事局総務課において処理する。</p> <p>7 港湾分科会の庶務は、国土交通省港湾局総務課において処理する。</p> <p>8 航空分科会の庶務は、国土交通省航空局総務課において処理する。</p> <p>9 気象分科会の庶務は、気象庁総務部において処理する。</p>